

議 案 説 明 資 料

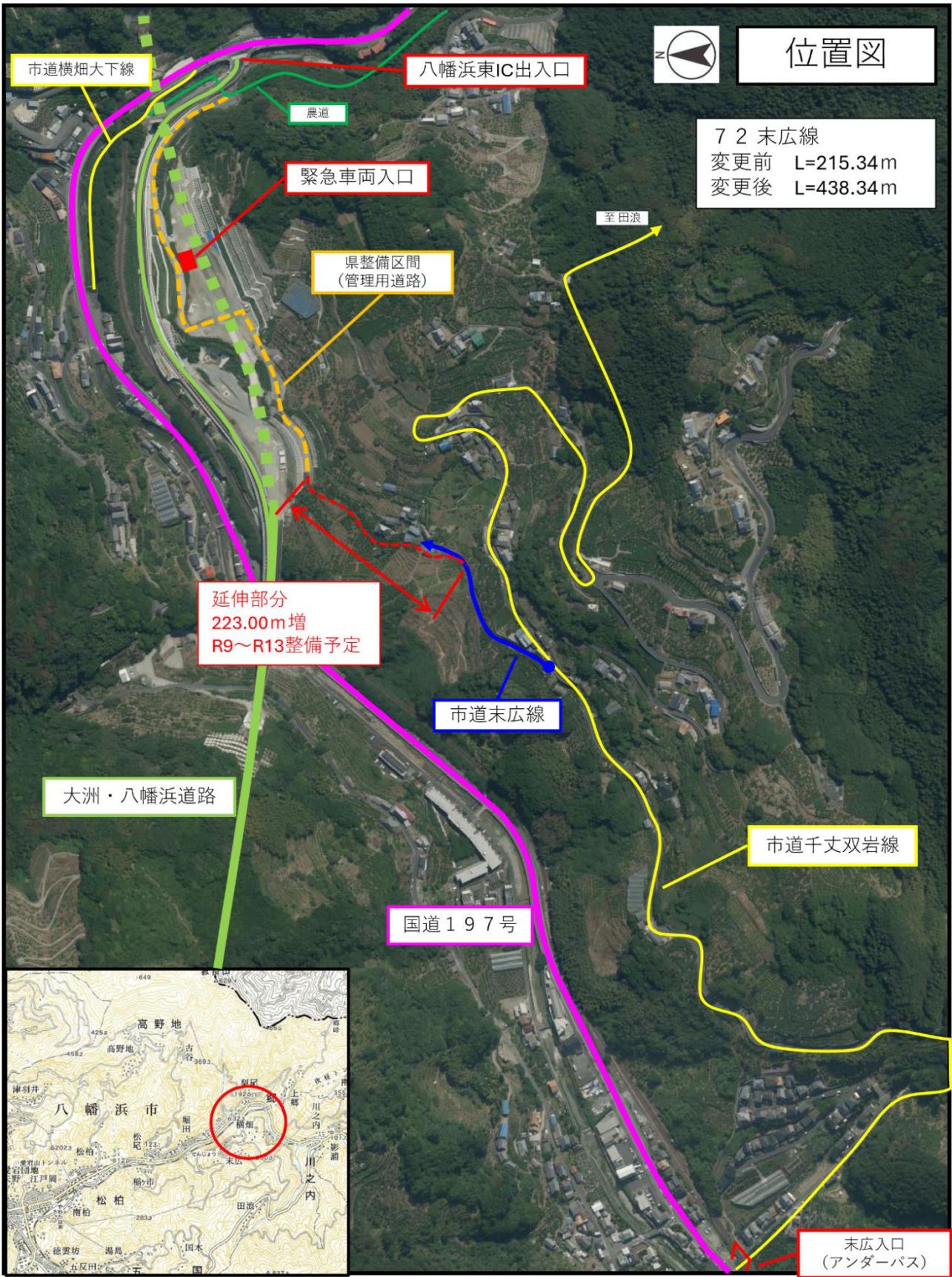
【 目 次 】

- ・ 議案第 45 号
市道路線の変更について…………… p. 1
- ・ 議案第 51 号
八幡浜市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について …… p. 3

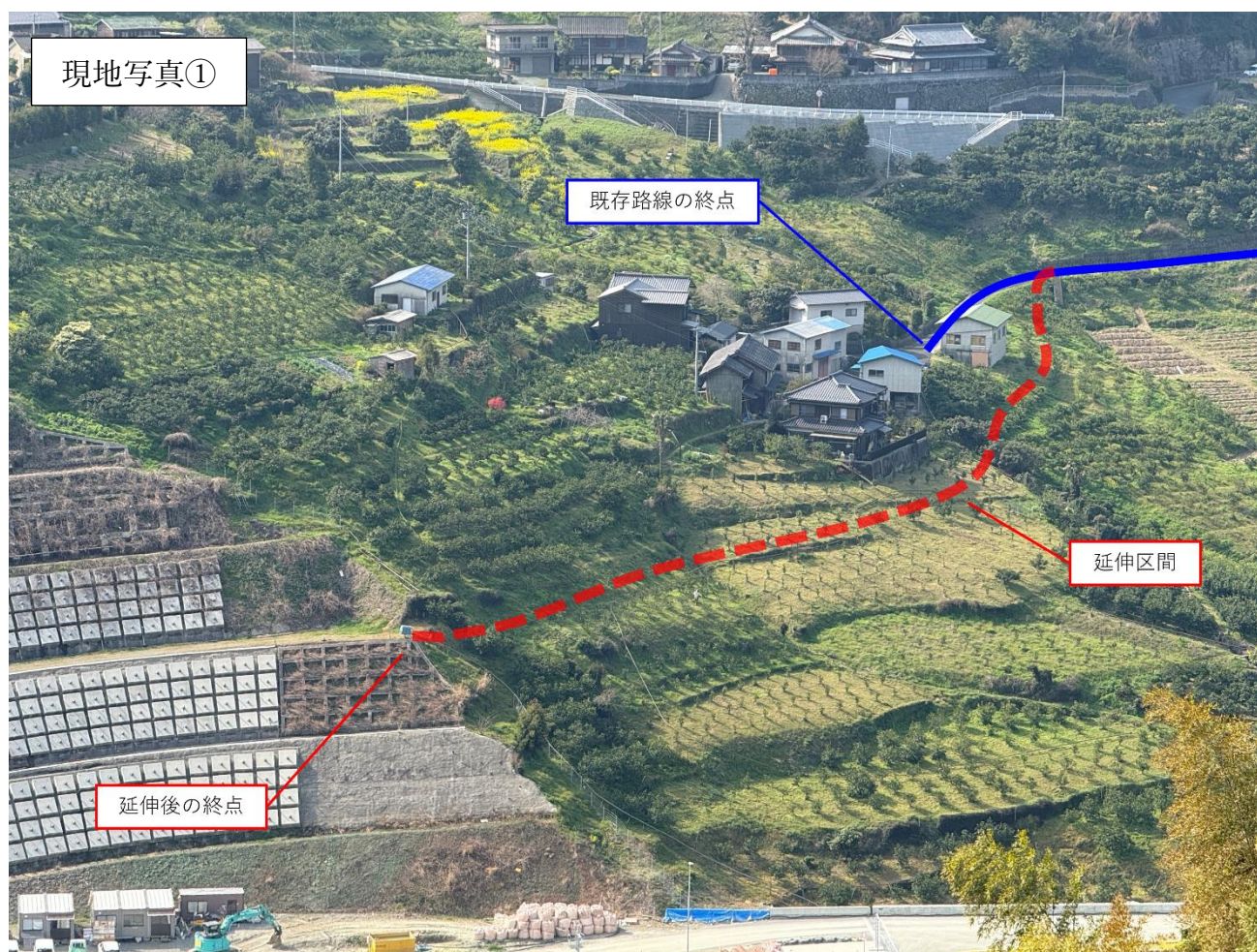
令和 8 年 9 月
(令和 8 年 9 月 1 日提出)

議案第 45 号関係

件 名	市道路線の変更について
担 当 課	産業建設部 建設課
根拠法令等	道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第２項及び第３項



現地写真①



現地写真②



件 名	八幡浜市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
担 当 課	教育委員会 文化振興課
施 行 日 等	令和 9 年 1 月 1 日

1. 改正目的

市が所有する同種の文化施設である「ゆめみかん」と「コミカン」との間に生じている料金体系の不均衡を解消し、利用者にとって分かりやすく公平で、地域全体で整合性の取れた適正な使用料を設定する。

2. 改正内容

条例第 9 条	(1) 別表 文化会館施設使用料を改正する。 ①「午前」と「午後」で異なっていた時間単価を、両者の平均値（10 円未満切捨て）による「午前・午後の統一時間単価」へ変更する。 改正前) 例：大ホール 午前 3,493 円/午後 3,667 円 改正後) 〃 午前・午後ともに 3,580 円 ② 夜間の割増率を、「コミカン」と同水準の 1.5 倍に変更する。 改正前) 午前単価の約 1.2 倍
	(2) 別表 備考の一部を改正する。 ① 「祝祭日」の表記を「祝日」に改める。 ② 1 時間を超える時間外使用を原則不可とし、22 時以降の延長による追加加算の設定額を廃止する。 改正前) 1 時間につき 1,570 円加算 ③ 「10 前各項の規定により算出した使用料の合計額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」の規定を追加する。

議案第 5 1 号関係

※参考

【文化会館施設使用料】

(単位：円)

	基本料金											
	午前 (9時～12時)		午後 (13時～17時)		夜間 (18時～22時)		昼間 (9時～17時)		昼夜間 (13時～22時)		全日 (9時～22時)	
	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
大ホール	10,480	10,740 +260	14,670	14,320 △350	16,770	21,480 +4,710	25,150	25,060 △90	31,430	35,800 +4,370	41,900	46,540 +4,640
洋楽屋 1 13.17 m ²	370	360 △10	470	480 +10	520	720 +200	830	840 +10	1,000	1,200 +200	1,370	1,560 +190
洋楽屋 2 15.26 m ²	370	390 +20	580	520 △60	630	780 +150	950	910 △40	1,200	1,300 +100	1,570	1,690 +120
和楽屋 1 20.30 m ²	520	510 △10	730	680 △50	830	1,020 +190	1,250	1,190 △60	1,570	1,700 +130	2,100	2,210 +110
和楽屋 2 20.30 m ²	520	510 △10	730	680 △50	830	1,020 +190	1,250	1,190 △60	1,570	1,700 +130	2,100	2,210 +110
ハワイエ・ロビー	1,570	1,590 +20	2,200	2,120 △80	2,520	3,180 +660	3,770	3,710 △60	4,720	5,300 +580	6,280	6,890 +610
サブホール	4,720	4,830 +110	6,600	6,440 △160	7,550	9,660 +2,110	11,320	11,270 △50	14,150	16,100 +1,950	18,850	20,930 +2,080
研修室 1 56.42 m ²	1,000	1,020 +20	1,420	1,360 △60	1,570	2,040 +470	2,410	2,380 △30	2,980	3,400 +420	3,980	4,420 +440
研修室 2 56.42 m ²	1,000	1,020 +20	1,420	1,360 △60	1,570	2,040 +470	2,410	2,380 △30	2,980	3,400 +420	3,980	4,420 +440
和室 44.53 m ²	630	630 ±0	890	840 △50	1,000	1,260 +260	1,520	1,470 △50	1,880	2,100 +220	2,520	2,730 +210
郷土文化 実習室	1,830	1,860 +30	2,570	2,480 △90	2,930	3,720 +790	4,400	4,340 △60	5,500	6,200 +700	7,330	8,060 +730